

★島田市不育症治療費助成事業のご案内★

島田市では、少子化対策の一環として、不育症の検査や治療に要した費用の一部を助成しています。その他にも、一般不妊治療（人工授精）、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）についても、助成制度があります。詳細は、ホームページや広報等でご確認ください。

【助成を受けられる方(夫婦)]…以下の条件にすべてあてはまる方

- 1 申請日において、夫婦のいずれか一方が島田市に住所がある
- 2 治療期間の初日に妻の年齢が43歳未満
- 3 夫婦の前年の合計所得額が、730万円未満（申請時期が1月から5月の場合は、前々年の所得）
※合計所得額の計算方法については裏面参照

【対象となる治療】

- 1 不育症の検査や治療に要する費用のうち、医療保険適用外のもの。
※助成対象となる治療の詳細については島田市不育症治療受診等証明書（様式第4号）をご覧ください。

【助成を行う期間(助成期間)】

- 1 助成対象の治療を開始した月から継続する24か月に含まれる治療です。
- 2 出産に至って再び治療を開始する場合は、新たに助成期間（24か月）を設けます。

【助成額】

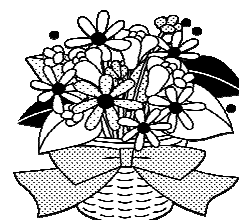
- 1 対象治療費から、自己負担3割を除いた額を助成します。
- 2 1助成期間（24か月）につき241,500円を上限として助成します。
※県内の他市町で助成を受けた方は、その期間と助成額を控除します。

【申請期間】

- 1 治療終了日の属する年度内に提出。
- 2 治療終了日が1月から3月の場合は、治療終了日から起算して90日経過した日までに提出。

【注意事項1】

- 1 申請者と口座名義人は同じ人を記入してください。
- 2 申請期間内でない場合は、申請書類を受理できませんのでご注意ください。
- 3 年度末は申請が多く窓口が込み合うことが予想されます。治療終了後、速やかに申請をお願いします。
- 4 この助成を受けた場合、確定申告において、その分の医療費の控除は申告できません。（領収書原本に「申請済」印を押させていただきます）



☆裏面に提出書類の一覧がありますので、ご確認ください。

【申請に必要な書類】

- 一般不妊治療費等助成金交付申請書（様式第1号）
- 同意書（様式第2号）
- 島田市不育症治療受診等証明書（様式第4号）
- 申請者の戸籍謄本（申請日前3か月以内に取得したもの）
- 夫婦の前年（1月から5月までの間に申請をしようとする場合に当たっては、前々年）の所得証明書
- 不育症の検査や治療を受けた医療機関等が発行する領収書（原本は「申請済」印を押して返却します。）
- 夫婦が加入する健康保険証の写し
- 助成金の振込先金融機関の通帳の写し
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 委任状（申請書と口座名義人が異なる場合）



【注意事項2】

- 1 領収書には、氏名が記載されていることを確認してください。
- 2 助成対象の治療は医療保険適用外の治療です。
- 3 領収書の書面上、治療内容等不明な点があった場合、医療機関等へ詳細を問い合わせさせていただくことがありますので、ご了承ください。

【所得の計算方法】

*夫婦合計 730 万未満であれば対象となります。

*島田市役所納税課で発行できますので、所得（課税）証明書をご用意ください。

※1 所得の合計	-	※2 80,000 円	-	※3 諸控除
-------------	---	----------------	---	-----------

※1 所得の合計

総収入金額から税法上の必要経費を引いた額 → 所得(課税)証明書の「合計所得金額」
(市町によって表記が異なります。)

※2 社会保険料相当額→所得のある方のみ控除

※3 諸控除 実際に控除され、所得（課税）証明書で確認ができるものに限りです。

控除区分		控除額
雑損		実際に控除された金額
医療費		〃
小規模企業共済等掛金		〃
障 寡 勤	障害者控除(普通)	障害者一人当たり 27 万円
	障害者控除(特別)	特別障害者一人当たり 30 万円
	勤労学生控除	該当すれば 27 万円